



厚生労働省福島労働局発表
平成23年4月7日

※地震関連第43報

担 当	福島労働局雇用均等室	
	室長	熊倉澄子
	室長補佐	宮村雅江
	電話	024-536-4609

平成23年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた有期契約労働者 及びパートタイム労働者への配慮に関する要請について

東北地方太平洋沖地震により被害を受けた有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用の安定と保護を図るために、事業主の皆様へ最大限の配慮をしていただけるよう、今般、福島労働局長（絹谷國雄）が、使用者団体に対して、別添のとおり要請を行いました。

要請団体は以下のとおりです。

福島県中小企業団体中央会

福島県商工会連合会

福島県商工会議所連合会

福島県経営者協会連合会

平成23年4月4日

(使用者団体の長) 殿

平成23年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた有期契約労働者
及びパートタイム労働者への配慮に関する要請書

労働行政の推進にあたりましては、格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたびの東北地方太平洋沖地震につきましては、多くの事業主の方々が甚大な被害を受け、今後の復興に向けて多大なお骨折りをされておられることと存じます。

本県においては、震災に加え原発事故の影響から活動地域が制限されるなど、今後相当期間にわたり、経済活動と雇用への重大な影響が生じることが懸念されますが、特に有期契約労働者及びパートタイム労働者については、雇用期間の切り替えにあたり、解雇・雇止めにより生活の基盤が失われるおそれがあります。

つきましては、有期契約労働者及びパートタイム労働者についても、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」(平成15年厚生労働省告示第357号)に御留意いただくとともに、その雇用の安定と保護を図るため最大限御配慮くださるようお願いいたします。

また、雇用の維持を図りつつも、やむを得ず休業する場合には、休業手当の支払いについて雇用調整助成金を御活用いただくようお願いいたします。

雇用調整助成金については、従業員雇用の維持に努められている事業主の皆様の御努力に対し、より一層強力で支援するため特例措置が盛り込まれたところであり、福島労働局及び各ハローワークで御相談を承っております。

貴団体の会員企業に対しまして、有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用維持・確保のために、上記のとおり周知啓発いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

福島労働局長 絹谷 國雄

○ 有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準(平成15年10月22日厚生労働省告示第357号)

(契約締結時の明示事項等)

- 第1条 使用者は、期間の定めのある労働契約(以下「有期労働契約」という。)の締結に際し、労働者に対して、当該契約の期間の満了後における当該契約に係る更新の有無を明示しなければならない。
- 2 前項の場合において、使用者が当該契約を更新する場合がある旨明示したときは、使用者は、労働者に対して当該契約を更新する場合又はしない場合の判断の基準を明示しなければならない。
- 3 使用者は、有期労働契約の締結後に前2項に規定する事項に関して変更する場合には、当該契約を締結した労働者に対して、速やかにその内容を明示しなければならない。

(雇止めの予告)

- 第2条 使用者は、有期労働契約(当該契約を3回以上更新し、又は雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限り、あらかじめ当該契約を更新しない旨明示されているものを除く。次条第2項において同じ。)を更新しないこととしようとする場合には、少なくとも当該契約の期間の満了する日の30日前までに、その予告をしなければならない。

(雇止めの理由の明示)

- 第3条 前条の場合において、使用者は、労働者が更新しないこととする理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付しなければならない。
- 2 有期労働契約が更新されなかった場合において、使用者は、労働者が更新しなかった理由について証明書を請求したときは、遅滞なくこれを交付しなければならない。

(契約期間についての配慮)

- 第4条 使用者は、有期労働契約(当該契約を1回以上更新し、かつ、雇入れの日から起算して1年を超えて継続勤務している者に係るものに限る。)を更新しようとする場合においては、当該契約の実態及び当該労働者の希望に応じて、契約期間をできる限り長くするよう努めなければならない。